

日本小児心筋疾患学会 規約

第一章 総則

第1条 (名称)

本会は、日本小児心筋疾患学会（英名: Japanese Society of Pediatric Myocardial Diseases）と称する。

第2条 (事務局)

本会の事務局は、代表幹事が定めた場所に置く。

第二章 目的および事業

第3条 (目的)

本会は、小児期の心筋疾患に関する基礎医学ならびに臨床医学の発展に貢献することを目的とする。さらに本会を通じて、会員相互の研究発表、意見交換、交流を図り、小児心筋疾患医療の充実ならびに社会普及啓発を目的とする。

第4条 (事業)

本会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 年1回の学術集会を開催する。
2. その他、本会の目的達成のために必要と認められる事業を行う。
3. 本会と本会の事業目的に賛同する団体等と共同にて事業を行う事もできる。

第5条 (事業年度)

本会の事業年度は毎年4月1日から3月31日までとする。

年度の呼称は西暦年度を使用する。

第三章 会員

第6条 (会員)

本会の会員は、第3条の目的に賛同し、小児期の心筋疾患に関心を持つ日本小児循環器学会会員の医師によって組織する。

第7条 (会員の期間)

会員の期間は年会費を支払ったその年の4月1日より3月31日までとする。

第8条 (日本小児循環器学会会員の医師以外の学術集会参加について)

本会の目的に賛同する医療従事者、研究者、医学生および研修医で、幹事の推薦がある場合には代表幹事の承認を得て参加できるものとする。但し非会員扱いとなる。

第9条 (会員の義務)

1. 学術集会に参加すること。
2. 幹事会の決議を尊重すること。

第10条（退会）

退会を希望するものは、退会届けを事務局に提出し、幹事会の承認を受ける。

第11条（資格の喪失）

次項のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失するものとする。

1. 本人が死亡あるいは医師資格を喪失したとき
2. 所定の手続きを経ず年会費を2年以上滞納したとき
3. 本会の名誉を著しく傷つけ本会の目的に反する行為があったとき

第四章 役員構成ならびに任期

第12条（役員構成）

本会は、会の企画、運営にあたり代表幹事（1名）、副代表幹事（2名）、幹事（特に定めず）、会計監事（2名）をおく。

第13条（幹事の職務）

幹事は本会の運営および事業について積極的に参画する。

第14条（代表幹事・副代表幹事）

1. 代表幹事、副代表幹事は、幹事の中から選出する。
2. 代表幹事の選出は、幹事の投票によって行う。
3. 副代表幹事は代表幹事が指名し幹事会において承認を得る。
4. 代表幹事が職務遂行不可能な時は、副代表幹事はその職務を代理する。

第15条（代表幹事の任期）

1. 代表幹事の任期は3年（4月1日から翌々年度3月31日まで）とし再任を妨げない。
2. 任期途中で代表幹事の交代があった場合、新代表幹事の任期は前任者の残任期間とする。

第16条（幹事の選出ならびに退任）

1. 幹事は会員の中より選出し、任期は3年とし再任を妨げない。
2. 幹事の交代・推薦を希望するものは、候補者の推薦状と略歴を事務局に提出する。
3. 新幹事は、幹事会において参加者の1/2以上の承認を得て決する。
4. 退任は、幹事会において参加者の1/2以上の承認を得て決する。
5. 幹事は満65歳になった年度末で退任とする。

第17条（当番幹事）

当番幹事は、幹事の互選によって決定され、代表幹事、副代表幹事と図って学術集会を主体的に企画・開催する。その任期は1年（学術集会翌月1日から始まり、翌年の学術集会開催月末）とする。

第18条（名誉会員）

1. 本会对し特に功労のあった者は、幹事会の議を受けて名誉会員とする。年会費、

学術集会参加費は免除される。

2. 名誉会員は幹事会に出席出来るが議決権はない。

第五章 幹事会

第 19 条 (幹事会)

幹事会は本会を運営し、事業を計画する。原則として年 1 回開き、代表幹事が招集し議長となり、次の事項を審議する。必要時には代表幹事がメール等の電磁的方法を含め招集・開催することができる。

1. 次期以降の当番幹事（学術集会会長）の選出・承認
2. 事業計画および事業報告
3. 決算報告
4. 新任幹事の追加および幹事の変更などに関する事項
5. 規約の変更
6. その他必要と認めた事項

第 20 条 (議決)

幹事会は、幹事の 3 分の 2 以上の出席により成立し、議事は出席した幹事の過半数の承認をもって決する。

第 21 条 (議事録)

幹事会の議事については、議事録を作成し代表幹事の承認を得る。

第六章 学術集会

第 22 条 (学術集会開催)

学術集会は年に 1 回開催し、研究発表を行う。筆頭演者は日本小児心筋疾患学会会員とする。ただし、招聘講師、医学生および研修医は、非会員であっても幹事の推薦と代表幹事の承認を得て筆頭演者として発表を行うことができる。

第 23 条 (学術集会会長)

学術集会は、当番幹事（学術集会会長）が主催する。

必要に応じて本会の事業目的に賛同する団体と共催して学術集会を開催する事もできる。

第 24 条 (事業)

当番幹事（学術集会会長）は、代表幹事、副代表幹事と協議の上、担当する学術集会に必要な事業を全般的に行う。当番幹事が職務遂行不可能になった時は、代表幹事あるいは副代表幹事はその職務を代行する。

第 25 条 (事業報告)

学術集会当日に学会および学術集会の事業に関する報告を行う。

第七章 会費および参加費

第 26 条 (年会費)

会員は本会が定める年会費を納入しなければならない。既納の年会費はいかなる理由があってもこれを返還しない。

第 27 条 (参加費)

学術集会の参加費は学術集会会長(当番幹事)が決定する。学術集会の経費は参加費および寄付金等を持って支弁する。

第八章 会計

第 28 条 (事業計画および収支予算)

本会の収支および会計報告は、会計監事の監査を受け幹事会で報告する。

第 29 条 (会計監事)

会計監事(2名)は代表幹事の指名によって決定する。

第 30 条 (会計監事の任期)

会計監事の任期は2年(4月1日からその翌年度末の3月31日まで)とし再任を妨げないが、連続2期を限度とする。

第 31 条 (事業報告および決算)

毎事業年度終了後、代表幹事の指示により事務局にて次の書類を作成し、会計監事の監査を受ける。会計年度は事業年度と同じく毎年4月1日から3月31日までとする。

1. 事業報告書
2. 収支報告書および附属明細書
3. 出納帳
4. 通帳記録

第九章 規約の変更

第 32 条

本規約の変更は幹事の3分の2以上の承認をもって決する。

附則

第1条 本規約は2008年10月11日より施行する。

第2条 本規約は2011年7月26日より改訂施行する。

第3条 本規約は2011年12月1日より改訂施行する。

第4条 本規約は2014年4月1日より改訂施行する。

第5条 本規約は2023年4月1日より改訂施行する。